

平成30年度 福島県赤ちゃんおでかけ応援事業



おむつ替えスペースのための物品購入費を補助します



小さな赤ちゃんがいるご家庭では、外出先でおむつ替えスペースがないことを心配して、おでかけをためらってしまうことがあります。

福島県では、赤ちゃん連れの方でも安心して楽しくおでかけできるよう、事業者がおむつ替えスペースを整備するための物品購入費用に対し、補助を行います。

補助対象経費

おむつ替えスペースを整備するための物品購入費

おむつ交換台、ベビーベッド、着替え台、荷物置き台、

おむつ用ダストボックス（消臭機能付等おむつ替えスペースの環境改善に資するもの）等

補助率及び補助額

- ・補助率 9/10（千円未満切捨）
- ・20万円を限度

応募資格

乳幼児連れの方が訪れる福島県内の施設を設置又は管理する民間事業者で、今年度中に設置を完了できる者。ただし、27・28・29年度に本補助事業を利用した施設分は対象外とする。

施設例：小売店、飲食店 等

応募方法

「福島県赤ちゃんおでかけ応援事業補助金交付申請書（第1号様式）」を

福島県HPでダウンロード → 福島県子育て支援課あて、郵送または持参にて提出。

応募期限

平成30年9月28日（金）

※物品購入前に申請して下さい。

※募集期限前に補助額が予算額に達した場合などは、応募期限より前に募集を締め切らせていただきますので御了承ください。

福島県赤ちゃんおでかけ応援事業

検索

選定方法

審査の上、決定の有無を通知します。

応募前や交付決定前に購入した物品へは補助できませんのでご注意下さい。

その他

整備後は、「赤ちゃんほっとステーション」に登録いただき、福島県子育てポータルサイトに掲載し、子育て家族にPRしていきます。



登録方法は
ホームページ
をご覧ください



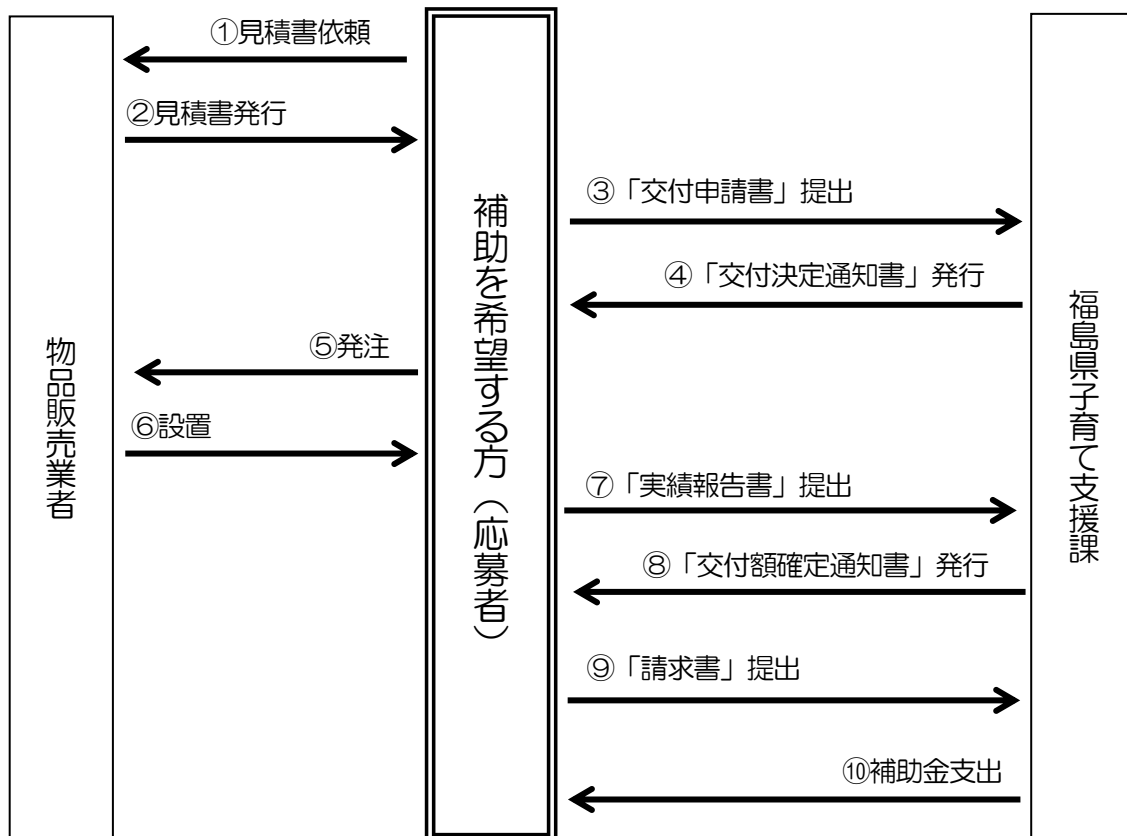
応募先・お問い合わせ先

福島県 子育て支援課（母子保健担当）

住所 〒960-8670 福島市杉妻町2-16（県庁西庁舎7F）

電話 024-521-8205 FAX 024-521-7747

メール kosodate@pref.fukushima.lg.jp



①補助を受けたい物品について、物品販売業者に見積書を依頼してください。

②見積書を受領後、

③「交付申請書（第1号様式）」を作成して、福島県子育て支援課に郵送又は持参してください。

④福島県子育て支援課より「交付決定通知書」が届きましたら、

⑤物品販売業者に発注してください。

⑥物品の設置後、30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、

⑦「実績報告書（第3号様式）」を福島県子育て支援課に郵送又は持参してください。

⑧福島県子育て支援課より「交付額確定通知書」を発送しますので、到着後、

⑨「請求書（様式第4号）」を福島県子育て支援課に郵送又は持参してください。

⑩福島県より補助金を振り込みます。